

## 佐賀県告示第 237 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 7 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
医療法人啓仁会橋本病院	神崎市神埼町本告牟田 3005 番地	令和 2 年 2 月 29 日
メロディー薬局	鳥栖市真木町 1988-8	令和 2 年 3 月 31 日
玄々堂内科	鳥栖市曾根崎町 2350 番地	令和 2 年 4 月 12 日
神埼薬局枝ヶ里支店	神崎市神埼町枝ヶ里 76 番地 3	令和 2 年 4 月 1 日
一般社団法人巨樹の会大町診療所	杵島郡大町町大字大町 8878-1	令和 2 年 3 月 31 日
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町原古賀 1151-2	〃